

ブラジル査証ニュース (2019年11月)



台風による被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被害に遭われた方々へは、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心より お祈り申し上げます。

ブラジル・南米ビザに関する情報をご案内いたします。

★☆ 在東京ブラジル総領事館 ☆★



今月の休館日 11月4日

(来月の休館日) (12月25日、31日)

査証所要日数 申請日を含め2日(領事館稼働日)

★☆ 査証ミニ情報 ☆★

無犯罪証明書について

査証を申請する際に領事館へ提出する無犯罪証明書は、提出国よって規定が異なります。 今回はブラジルとアルゼンチンとの違いについて整理しました。



くブラジル>

無犯罪証明書の有効期間は「90日間」、「18歳未満」は不要

「<mark>過去 1 年以内</mark>」に海外に居住していた方は、居住国の無犯罪証明書も必要(アポスティーユ認証 またはその居住国のブラジル領事館の認証が必要)



<アルゼンチン>

無犯罪証明書の有効期間は「90日間」、「16歳未満」は不要

「過去 10年以内」に「12か月以上」海外に居住していた方は、居住国の無犯罪証明書も必要 (アポスティーユ認証またはその居住国のアルゼンチン領事館の認証が必要)

リベルコン・ジャパンでは、ブラジル以外の中南米査証につましてもお取り扱いしております。 お気軽にお問い合わせください。

★☆★ **プラジル・中南米各国の査証に関するお問い合わせは・・★☆★** 株式会社 リベルコン・ジャパン

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-15 第 2 中田ビル 5F TEL (03) 6230-3999 担当 掛山・佐賀